

一部休止届の記載例

様式第12の3 (第12条第4項関係)

電気通信事業一部休止(廃止)届出書

提出年月日を記載してください。

和暦、西暦どちらでも可。

〇〇年 〇〇月 〇〇日

総務大臣 殿

法人の場合:登記事項証明書に記載の

本店住所

個人の場合:住民票に記載の住所

※ふりがなも必ず記載してください。

郵便番号 100-8926

(ふりがな) とうきょうとちよだくかすみがせき

住 所 東京都千代田区霞が関2丁目1番2号

押印不要です。

法人の場合は、法人の名称及び

代表者の役職・氏名を記載してください。

※ふりがなも必ず記載してください。

(ふりがな) そうむ

氏 名 株式会社 総務

そうむ たろう

代表取締役 総務 太郎

個人の場合は記載不要です。

法人の場合は、国税庁「法人番号公表サイト」

から検索できる13桁の番号を記載してください。

届出年月日及び届出番号

〇〇年〇〇月〇〇日 〇-〇〇-〇〇〇〇〇

(不明な場合は記載不要です。)

法人番号(13桁)

0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0

担当部署名

〇〇課

電話番号及び電子メールアドレス

〇〇-〇〇〇-〇〇〇 〇〇〇〇@〇〇.〇〇.〇〇

必ず電話番号と電子メールアドレスの両方を記載してください。

(担当部署に直接連絡の取れるものを記載してください。)

電気通信事業の一部を休止(廃止)したので、電気通信事業法第18条第1項の規定により、届け出ます。

休止年月日及び予定期間 (廃止年月日)	〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日 ※一部休止した期間を記入してください。「未定」は不可。			
休止(廃止)した事業	クローズドチャットサービスを提供する事業			
休止に係る事項又は廃止によつて変更した事項及びその内容	休止に係る事項又は廃止 によって変更した事項	※業務区域又は電気通信設備の概要の別 (変更ない場合は記載不要)		
変 更 内 容	休止(廃止)前	休止(廃止)後		
	全国	東京都		
電気通信事業法第26条の4第1項の規定により利用者に周知させるために行った措置の内容	周知した事項:〇年〇月〇日～〇年〇月〇日の間、該当サービスを休止すること 周知時期:〇年〇月〇日から〇年〇月〇日まで 利用者の範囲:該当サービスを利用する全ての契約者 周知方法:当社ホームページに掲載するとともに、郵便、電子メール、電話で個別に通知。			

※ネットワーク構成図(様式第3)の記載内容に変更がある場合には、併せて提出してください。

※事業者の届出内容(氏名、住所等)に変更があった場合は、併せて変更届(様式第6)を提出して下さい。

業務の休廃止に係る周知の対象範囲、周知の期限・方法、周知する事項等については、
総務省ホームページに掲載の「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」の
『業務の休廃止に係る周知等(法第26条の4、第26条の5)関係』を参考にしてください。

一部廃止届の記載例

様式第12の3 (第12条第4項関係)

電気通信事業一部~~休止~~（廃止）届出書

提出年月日を記載してください。

和暦、西暦どちらでも可。

〇〇年 〇〇月 〇〇日

総務大臣 聲

法人の場合:登記事項証明書に記載の

本店住所

個人の場合:住民票に記載の住所

※ふりがなも必ず記載してください。

郵便番号 100-8926

(ふりがな) とうきょうとちよだくかすみがせき

住 所 東京都千代田区霞が関2丁目1番2号

押印不要です。

法人の場合は、法人の名称及び

代表者の役職・氏名を記載してください。

※ふりがなも必ず記載してください。

(ふりがな) そうむ

氏 名 株式会社 総務

そうむ たろう

代表取締役 総務 太郎

届出年月日及び届出番号

〇〇年〇〇月〇〇日 〇-〇〇-〇〇〇〇〇

(不明な場合は記載不要です。)

法人番号 (13桁)

0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0

担当部署名

〇〇課

電話番号及び電子メールアドレス

〇〇-〇〇〇-〇〇〇 〇〇〇〇@〇〇.〇〇.〇〇

必ず電話番号と電子メールアドレスの両方を記載してください。

(担当部署に直接連絡の取れるものを記載してください。)

電気通信事業の一部を~~休止~~（廃止）したので、電気通信事業法第18条第1項の規定により、届け出ます。

休止年月日及び予定期間 (廃止年月日)	〇〇年〇〇月〇〇日 ※一部廃止した年月日を記入してください。		
休止（廃止）した事業	クローズドチャットサービスを提供する事業		
休止に係る事項又は廃止によつて変更した事項及びその内容	休止に係る事項又は廃止によつて変更した事項	※業務区域又は電気通信設備の概要の別 (変更ない場合は記載不要)	
	変 更 内 容	休止（廃止）前	休止（廃止）後
		全国	東京都
電気通信事業法第26条の4第1項の規定により利用者に周知させるために行った措置の内容	周知した事項:〇年〇月〇日で該当サービスを終了すること 周知時期:〇年〇月〇日から〇年〇月〇日まで 利用者の範囲:該当サービスを利用する全ての契約者 周知方法:当社ホームページに掲載するとともに、郵便、電子メール、電話で個別に通知。		

※一部廃止により役務の変更があった場合は、「電気通信役務の変更報告書」(様式10)の提出も必要です。

※ネットワーク構成図(様式第3)の記載内容に変更がある場合には、併せて提出してください。

※事業者の届出内容(氏名、住所等)に変更があった場合は、併せて変更届(様式第6)を提出して下さい。

※一部廃止により業務区域又は電気通信設備の概要に変更が生じる場合は、“事前に”

「電気通信事業変更届出書」(様式第9)の提出が必要です。

業務の休廃止に係る周知の対象範囲、周知の期限・方法、周知する事項等については、

総務省ホームページに掲載の「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」の

『業務の休廃止に係る周知等(法第26条の4、第26条の5)関係』を参考にしてください。